MERIEUX NUTRISCIENCES JAPAN 株式会社 一般業務約款

本一般業務約款(以下「本約款」という。)は、MERIEUX NUTRISCIENCES JAPAN 株式会社(以下「MXNS」という。)を含め、日本で設立された Mérieux NutriSciences グループの法人及び特定の本業務(以下に定義される。)の提供を受ける全ての発注者(以下「発注者」という。)との関係に適用される。本約款は、適用される注文請書に明記されている各約款付属文書、又は、当該注文請書に記載されている業務の説明を踏まえて当該業務に適用されると合理的に解釈される各約款付属文書を含み、且つ、当該各約款付属文書を参照して本約款に組み込む。

1. 定義

「アプリケーション・プラットフォーム」とは、ソフトウェア・アプリケーションの提供を可能にするために、MXNS が利用するホスト・システム、インターネット・インフラストラクチャ及び業務・プラットフォーム、その他の通信システム、ネットワーク接続及びインターフェース機能を意味する。
「アプリケーション・ダッシュボード」とは、ソフトウェア・アプリケーションにアクセスし、ソフトウェア・システムにアップロードされる、又はソフトウェア・システム内に保存される発注者の情報を整理し、表示するために利用されるオンライン・ユーザー・インターフェースを意味する。
「危機的状況」とは、発注者の事業に混乱その他の重大な悪影響を引き起こす、又は引き起こす可能性の高い、発注者の製品、サービスの品質又は生産設備と工程の完全性に関わる単一若しくは一連の事件で MXNS の過失によらないものを意味する。
「業務成果」とは、(アプリケーションの提供を除く)MXNS が実施する業務の成果を意味する。
「業務報告書」とは、MXNS が発注者に成果を提供する、合意された書式を意味する。
「クレーム」とは、請求、要求、費用(合理的な弁護士費用を含むが、これらに限定されない)又はその他の訴訟の原因の総称を意味する。
「個人情報保護規制」とは、すべての関連法域における個人情報の処理及び取扱いに関連して適用されるすべての法令、特に、EU における一般データ保護規則(GDPR) (2016/679)、情報技術、データファイル及び市民的自由に関する法律(1978 年 1 月 6 日法律第 78-17 号)及び個人情報保護法(日本)(2003 年法律第 57 号、その後の改正を含む)を意味する。
「ソフトウェア」とは、電子情報処理システムによって事前に定義された機能、タスク又は結果を実行又は取得することができる、直接的又は間接的に、組織化され、構造化された一連の指示又は記号を意味する。ソフトウェアという用語は、当該ソフトウェアに関連する、ファームウェア、ソースコード、プロトコル、開発キット、ライブラリ、書類、基準、フォーム、アーキテクチャ、言語を指す。
「ソフトウェア・アプリケーション」とは、ソフトウェア及びその関連データベースを意味する。
「ソフトウェア・システム」とは、総称して、ソフトウェア・アプリケーション、関連アプリケーション・ダッシュボード及びアプリケーション・プラットフォームを意味する。
「訴訟支援」とは、本契約に基づき企図される業務の通常の履行過程以外で、MXNS が講じる次のいずれかの措置を意味する。開示、文書、記録若しくは証明書の提供若しくは提出、証言、その他書類若しくは分析(業務成果及び業務報告書を含む)の提出、第三者の紛争、訴訟、交渉、行政手続若しくは法的手続き、又はその他の取引への支援の提供若しくはその他関与を意味する。
「第三者コンテンツ・プロバイダー」とは、発注者により発注者情報を提供する権限を与えられたすべての人又は法人を意味する。
「知的財産」とは、特許、特許出願又は派生する権利、実用新案証、著作権、データベース権、商標、商標出願、商号、企業秘密、方法、デザイン、ノウハウ、ドメイン名、ソフトウェア及びその他の財産権を意味する。
「注文請書」とは、MXNS 又はその代理人が発注者に提供する特定の本業務を合理的に詳細に記載した、書面による提案、申込み又は契約を意味する。
「データ発生国」とは、適用されるプライバシー法上、発注者が所在する国又はその関連する国々、あるいは、業務に関連して処理若しくは取り扱われた、最初にアップロードされた、又は、その他の方法で MXNS に移転された個人情報が発生した国又はその関連する国々を意味する。
「データベース」とは、データ、情報又はその他の独立した要素の集合体で、体系的又は組織的に整理され、別個にアクセス可能なものを意味する。
「デベロップメント」とは、ソフトウェア・システムの修正、改良又はアップデートを意味する。
「発注者情報」とは、発注者又は発注者に代わってソフトウェア・システムに提供若しくはアップロードされるデータ、報告書、試験結果、証明書、文書、プロトコル、方法、サンプル、書類又はその他の情報を意味するが、MXNS の秘密情報は明示的に除外される。
「反社会的勢力」とは、暴力、武力及び詐欺的手段を用いて経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。
「法令」とは、(i)すべての条約、(ii)適用ある一切の外国(連邦及び州を含む)、国内及び自治体の法令(慣習法を含む)、条例、規約、指令、規則、政令、及び、省令並びに(iii)関係当局(日本国外のものを含む)の規則(書面化されたもの)を意味する。
「本業務」とは、本契約に基づき MXNS 又はその代理人が発注者に提供する業務を意味し、これには、利用される媒体にかかわらず、MyMXNS アプリケーション及び/又はその他のソフトウェア・アプリケーションへのアクセス及び利用の提供が含まれる場合がある。
「本契約」とは、(i)本約款(すべての適用される約款付属文書を含む)及び(ii)注文請書、並びに、存在する場合には、これらに参照又は組み込まれる仕様書により、不可分一体のものとして成り立つところの、MXNS と発注者との間の業務に関する契約を意味する。
「保管期間」とは、本業務の実施が開始された日から 5 年間、又は本業務に関連する記録の保管に関して適用される法令により別途要求される期間を意味する。
「MyMXNS」とは、サンプル及び監査レポートへのアクセスを提供する発注者 MXNS プラットフォームを意味する。
「約款付属文書」とは、本約款の各付属文書(「各約款付属文書」と総称する)であって、当該約款付属文書に特定され、注文請書に基づき契約される特定の業務に適用される追加の条件を定めるものを意味する。

2. 範囲

2.1. 発注者は、発注者が注文請書に署名する場合(電子署名を含む。)、注文請書を提出する場合、又は本業務の提供のために MXNS を使用若しくは従事させる場合、発注者と MXNS の間に業務の提供に関する本契約が成立し、業務の提供は本契約にのみ規律されることに同意するものとする。
2.2. 発注者と MXNS との間で取り交わされた全ての注文請書は、MXNS が書面にて別段の同意をしない限り、取消不能である。
2.3. 何らかの理由で発注者が注文請書に署名しない場合であっても、MXNS は、発注者又は発注者の代理人が注文請書の受諾及び本契約の存在を認識する行為を行った時点で、注文請書の主題に関して有効な本契約が締結されたとみなす権利を有する。この注文請書の受諾及び本契約の存在を認識する行為には、(i)発注者又はそのサプライヤーが、分析のために、サンプル、施設又はその他の資料を MXNS に提供した時点、(ii)発注者の利益のために、MXNS が業務を履行することを発注者が受諾した時点、(ii)アプリケーション(以下に定義される)にアクセス又は利用するために必要な登録又はログイン操作を発注者が履行した時点、及び/又は注文請書に定義されるサービス料金を発注者が支払う時点が含まれるが、これらに限定されない。
2.4. 本契約は、その成立後、発注者と MXNS 間の完全な合意を形成し、書面又は口頭による、同一目的のすべての交渉、表明又は合意に取って代わる。矛盾が存在する場合には、(i)注文請書は本約款(約款付属文書を含む)に優先し、約款付属文書はこれらの一般的な約款に優先する。(ii)注文請書及び本約款(約款付属文書を含む)は、MXNS が書面で別途明示的に記載しない限り、発注者の注文書又はその他の文書に含まれる条件に優先する。疑義を避けるため明記すると、いかなる場合においても、注文書、注文請書又はその他の書類に添付され、同封され、又は言及されている発注者の標準約款(もしあれば)が本契約を規律し、又は何らかの形で MXNS を拘束することはない。
2.5. 本約款の中には、MXNS が、発注者の潜在的な競合相手を含む他の発注者に対して、本業務と類似の業務を提供することを妨げるものはない。

3. MXNS の注意義務

3.1. MXNS は、適用される慣行、法令、及び、両当事者により承認された仕様に従い、本業務と同様の性質の業務を類似の状況下で実施する専門家として期待される合理的な程度の注意、技能及び勤勉さをもって、専門的な方法で本業務を実施するものとする。

3.2. MXNS は、適法に登記された会社であり、本契約を締結し、本契約に準拠する完全な権利及び権限を有することを表明し、保証する。発注者の要求に応じて、法令により要求される場合、MXNS は、適用される社会保険料及び雇用者負担金の支払いが最新であることを証明する書面を発注者に提供するものとする。

4. 業務報告書と業務成果

4.1. MXNS は、本業務の完了時又は該当する注文請書に定める納期、MXNS の標準フォーマット及び配信方法に基づき、又は別途注文請書に明記される方法に基づき、業務成果及び業務報告書を発注者に提供する。業務成果及び業務報告書の電子メール、MyMXNS、その他アプリケーション、発注者のオンライン情報ポータルを通じて、又は、両当事者間で合意されたその他デジタル手段による、業務成果及び業務報告書が送信、掲示又はその他の方法で送信された時点で告の有効な引渡しを構成するものとする。

4.2. MXNS が提供する業務報告書又は業務成果は、専ら発注者の利益のために提供されるが、発注者は、発注者が指定する第三者に業務報告書及び業務成果を提供するよう、MXNS に指示することができる。業務報告書の支払いが完了した場合、当該業務報告書の内容は、発注者の財産となるものとする。いかなる業務報告書も、その全体を一体的に配布又は複製する場合を除き、配布又は複製することはできないものとし、いかなる場合においても、MXNS から受領した、MXNS 若しくは発注者に代わって行う業務に関連した、又は発注者との関係から受領した業務報告書、業務成果、又はその他の情報の内容を偽ってはならない。

4.3. MXNS は、発注者が指定する個人又は法人(第三者を含む)に対してのみ、業務成果及び業務報告書を通知するものとする。ただし、法令により、又は、適用される規制及び/若しくは認証機関により、開示が要求される場合は、この限りではない。MXNS は、MXNS が書面で別途通知されるまで、かかる指定された者及び/又は団体が、業務成果及び業務報告書を受領する権限を有するものとみなす権利を有する。

4.4. 発注者は、アプリケーションに記載された未加工のデータ及び情報、並びに、電子データ交換システムを通じて発注者に送信された未加工のデータと、最終署名済み業務報告書(当該業務報告書が提供される手段にかかわらない。)との間に矛盾が生じた場合には、業務報告書が優先されることを理解し、同意する。

4.5. 下記の第 10.3 条に定める適用される業務料金を前提として、MXNS は、発注者の要求に応じて、過去に発注者に提供された業務報告書を再発行又は修正するものとする。ただし、当該変更は、いかなる方法でも業務成果に変更その他の影響を及ぼさない、発注者が提供する背景情報の修正又は更新に限定される。

5. ディスクレーマー

5.1. 業務成果及び業務報告書は、専門的な技能及び訓練を有する者が、当該情報を解釈して利用することを意図している。MXNS が提供する業務報告書、業務成果その他の本業務の結果は、発注者が、規制の遵守又は他の法令上の問題に対処することを支援するためのツールとなる可能性があるが、発注者は、MXNS が発注者の弁護士として活動する権限を有しておらず、業務報告書、業務成果その他の本業務の結果に記載されているものは、MXNS の法的助言又は法的見解を意図するものではないことを認識し、同意するものとする。MXNS はいかなる責任も負わないものとし、発注者は本契約により MXNS、その代表者、従業員及び代理人に対し、本契約に従って MXNS が適切に提供した業務成果又は業務報告書の発注者の解釈及び/又は利用、又は発注者によるアプリケーション・プラットフォームの利用若しくは利用しないこと、及びそれらに関連するデータ又は情報に起因する一切の MXNS に対する請求権を放棄し、MXNS を義務から解放するものとする。

5.2. 発注者は、業務成果及び業務報告書が、発注者又はその供給業者が MXNS に提供又は提供したサンプル、情報、資料、設備及び業務のみに基づくものであることを理解し、これに同意する。また、MXNS は、(i)MXNS に提供された不正確又は不完全な情報に基づいて発注者に提供されたサービスにおける誤り、欠陥又は省略、又は(ii)MXNS に提供されなかった又は分析しなかった他の製品、材料、施設又は業務への業務成果の適用について責任を負わないものとする。

5.3. 注文請書に従って実施される本業務の業務成果は、事前に決定されておらず、一定ではない。その業務成果は、科学的な実験、プロセス、観察、計算、その他の分析から得られたものであり、それぞれが未知の結果を伴うものである。MXNS は、業務成果が、発注者が望む特定の結果を反映する、又は発注者がその製品及び/又は事業に関して定めた必要とされる受容閾値又はその他の品質基準を示すことを明示的にも暗示的にも保証するものではなく、また、MXNS は、そのような発注者の期待に業務成果が応えなかった場合にも責任を負うものではない。

6. 発注者の確認事項及び義務

6.1. 発注者は、以下の事項を表明し、保証する。

(i) 本契約を締結し、本契約に準拠する完全な権利及び権限を有すること。

(ii) 製品及び事業に関するすべての法令に関して十分且つ合理的な商業上の知識及び経験を有しており、発注者が適用されるすべての法令を重要な点で遵守していること。

(iii) 本契約に関連して MXNS に提供されるすべての発注者情報は、いかなるリスクも負わず、第三者の知的財産権又は適用法令を侵害せず、また侵害しないこと。

(iv) 発注者は、適用されるソフトウェア・システムにおいて、MXNS が利用し、保管するために発注者情報を提供するために、すべての必要な許可、許可、承認及び法的権利を有すること。

6.2. MXNS は、助言及び勧告を提供することができるが、発注者は、最終的に、特定の本業務及び関連する業務成果及び/又は業務報告書が発注者の状況に適合しているかどうかを判断しなければならない。発注者は、(i)発注者とその製品・事業及び第三者コンテンツ・プロバイダーの法令の遵守、(ii)発注者の製品又は事業に関連してどの本業務が必要であるかに関する決定、(iii) 業務成果、業務報告書、又はソフトウェア・アプリケーションの発注者による利用、(iv)中間結果又は暫定結果を含む、業務成果に基づく製品の撤回又はリコールを含む、発注者によるあらゆる措置の実施、並びに(v)すべての発注者情報、に起因又は関連する、あらゆるリスクと責任及び法的責任を負うものとする。

6.3. 発注者は、本業務を実施するために必要な MXNS の代表者、従業員及び代理人が、自己の施設に立ち入ることを許可するものとし、安全な職場及び労働条件を提供する責任を負うものとする。本契約の履行中に MXNS 社の従業員、代理人又は代表者がさらされる可能性のあるあらゆる危険有害物質又は有毒物質は、適用法令に従い、発注者が適切に保管し、ラベルを貼付するものとする。

6.4. 発注者は、本契約の条件の理解及び受諾に必要な要素について十分に通知されていることを認識する。

7. 発注者情報・資料の管理

7.1. MXNS は、保管期間中、ソフトウェア・システム内に保存されたすべての業務報告、業務成果、発注者情報のコピーを保管するものとする。発注者が保管期間中書面で請求した場合には、いつでも、MXNS は、合理的な期間内に、関連費用の支払いを条件として、ソフトウェア・システム内で発注者によりアップロードされ、保管された発注者情報を、生データ形式で発注者に引き渡すものとする。保管期間の満了と同時に、MXNS は、自己が保有する本業務に関する全ての業務報告書及び業務成果、並びに、その他発注者情報及び記録を、破棄し、又は、その他の方法により、処分する権利を有するものとする。

7.2. 発注者は、実施される本業務の性質上、MXNS が、分析のために MXNS に提供されたサンプル又はその他の有形資料を返却又は処分する義務を負わないことを認識する。ただし、かかるサンプル又は資料の返却が発注者により書面で具体的に要求され、それらに関する本業務の履行後に合理的に実行可能である場合は、その限りではない。MXNS に提供され、発注者に返却されないサンプル及び材料は、本業務の完了時又は MXNS が決定する保管期間後に MXNS が破棄する可能性のある廃棄物とみなさすことができるものとする。

7.3. MXNS は、発注者情報及び発注者情報に含まれるもの、若しくは、発注者情報から作成されたもの、又は、本業務に関連して作成されたものを、非特定又は集計ベースで、無償又は有償で、利用し、科学的、研究、又は、開発目的で、利用し、第三者に提供する、無制限の権利を有するものとする。ただし、当該利用により、発注者が特定されてはならないものとする。また、MXNS は、当該データから得られる分析・統計情報について、必要に応じてアクセスし、利用、複製、保管、加工、配布、又は第三者に提供することができる。

8. 納期、実績予定、ターンアラウンドタイム

8.1. 本業務の納期、履行スケジュール、マイルストーン、その他のターンアラウンド時間は、注文請書に規定される通りとする。
8.2. 発注者が責任を負う遅延(サンプル又は本業務の履行に必要なその他資料若しくは情報の MXNS への引渡しの遅延、オンサイトで本業務を実施する MXNS の人員に対する要求事項の適時な伝達の不履行、本契約に基づく費用の支払遅延、又はその他の適切な協力の欠如を含むが、これらに限定されない。)により、MXNS が、ターンアラウンド、スケジュール、マイルストーン、又は、納期に関して負いうるいかなる義務又は責任も免除されるものとする。
8.3. MXNS の人員による発注者施設への予定されたオンサイト訪問の少なくとも 14 日前までに、発注者は、オンサイト訪問者に対して適用される健康スクリーニング、ワクチン接種その他の個人的健康要件又は制限について、MXNS に通知するものとする。ただし、発注者が、14 日未満の期間内にかかる要件を実施する政府の義務の対象となる場合、発注者は、合理的に可能な限り速やかに、かかる要件を MXNS に通知するものとする。発注者が適時に当該情報を MXNS に開示せず、その結果、MXNS が発注者の要件を満たす適格者を予定日に発注者のサイトに派遣することができない場合には、MXNS は、当該遅延したサイト訪問の結果生じた納期又はターンアラウンドタイムの不履行について、一切責任を負わないものとする。

9. 危機管理業務などのサポート

9.1. 発注者が危機的状況を経験し、当該危機的状況を管理又はその他の方法で対処するために MXNS のサポートを要請する場合には、MXNS は、(i)MXNS が提供する業務への発注者の優先的なアクセスを容易にするため、(ii)危機的状況の間、必要に応じて当該業務成果、その他の最新アップデート及び業務報告書を発注者に提供するため、及び/又は(iii)危機的状況の解決において発注者を支援すべく MXNS が提供する資格を有するその他の専門的な指導、助言及び分析を提供するために、関連分野の専門知識を有する MXNS の人員の一部を指定する。当該業務は、注文請書に規定されたサービス外とみなされ、下記第 10 条に規定される追加料金の対象となる。
9.2. MXNS による業務の不適切な履行以外の事由で、発注者が、何らかの種類の訴訟支援を提供するよう(法的要件によるものを含む)MXNS に要件又はその他事由を生じさせた場合には、MXNS は、下記第 10 条に記載される発注者に補償を求める権利を留保する。

10. 手数料及び費用

10.1. 業務に関するすべての費用は、両当事者が書面で別途合意する場合を除き、注文請書に記載されるものとする。
10.2. 該当する注文請書の条件が 1 暦年を超える場合において、注文請書に明記されていないときには、MXNS は、該当する消費者物価指数又は類似の指数に基づき、2 暦年目の初日に発効する、年間ベースで費用、追加活動及び/又は旅費及び宿泊費を増額する権利を留保する。
10.3. 注文請書に別段の記載がない限り、業務のすべての代金は日本円で、且つ、税抜きで表示され、、請求書発行日に適用される税率で消費税が上乗せされた金額が支払われなければならないものとする。
10.4. 発注者への事前通知後、適用される規制、業界基準の変更、原材料の原価の材料増額、又は MXNS の支配を超えるその他の要因により、業務の提供にかかる費用が増加した場合には、MXNS は、業務実施中に価格を引き上げることができる。
10.5. 発注者は、注文請書に明記されているか否かにかかわらず、該当する場合、以下のすべての費用及び経費に責任を負うものとする。
(i) 国際的な資金移動に関連する費用、銀行手数料、その他の業務手数料
(ii) 発注者が、第三者請求システムを通じて請求書を提出するよう MXNS に要求する場合の、当該システムの MXNS による利用に関連するすべての費用
(iii) 業務に関連して提供されたサンプル及びその他の発注者情報、秘密情報、及びその他記録の破棄、返却、及び/又は譲渡に関して、MXNS が負担したすべての合理的な費用で、発注者に請求したもの
(iv) 発注者が、発注者情報又は業務に関連して提供されるその他の記録を、MXNS の標準的な保管期間を超えて保管することを要求した場合の保管費用
(v) 発注者の追加要求又は注文若しくは要求の変更により発生する追加費用
10.6. 上記第 4.5 条に基づく発注者の要求に基づく業務報告書の再発行又は修正は、MXNS がその裁量において決定する合理的な料率で、MXNS は費用を請求することができる。
10.7. 発注者は、MXN が第 9 条に関連して発注者に提供する業務又はその他支援に関連する全ての合理的な弁護士費用、経費及びその他費用を、MXNS が適用する合理的な業務料金に加えて、支払うものとする。

11. 支払条件

11.1. 適用される注文請書に別段の記載がない限り、発注者は、MXNS の請求書に従い、業務の履行その他関連する費用の全額を MXNS に支払うものとし、請求書日の翌月末までに支払うものとする。発注者が支払期日の 15 日前までに請求書に異議を申し立てなかった場合、当該請求書の総額を発注者が受諾したものとみなされるものとする。早期支払いのための割引は一切付与されず、発注者は、MXNS より請求された金額を発注者都合でいかなる金額も減額する権利を有さないものとする。
11.2. 支払期日後に未払いとなっている残高については、注意喚起や事前通知なしに、現地中央銀行が直近の融資事業に適用した金利に 10%を加算した金額を遅延損害金とすることができる。当該遅延損害金は、支払期日の翌日から支払いまで適用される。いかなる場合にも、当該遅延損害金は、適用ある法律で許容される料率を超えないものとする。
11.3. 発注者が請求書の日付から 30 日以内に支払いを行わなかった場合には、発注者は、本約款に基づく不履行事由に該当するとみなされるものとし、発注者が支払うべき全ての金額は、事前通知なしに、直ちに支払期日が到来することとし、MXNS は、その独自の裁量で、契約及び未解決の業務注文を延期、中断することができる。発注者の支払義務を強制するために法的措置又は回収手続きが必要な場合には、発注者は、債権回収会社の起用費用、訴訟費用及び弁護士費用を含む MXNS の回収費用を負担するものとする。
11.4. MXNS は、本契約期間中いつでも、発注者に対し、本契約に基づく発注者の義務の履行のために、その支払能力及び/又は満足できる担保に関する情報を提供するよう、要求する権利を留保する。発注者が、かかる要求に応じて、満足できる情報又は担保権を提供しない場合、MXNS は、自己の選択により、本業務のさらなる履行を延期若しくは停止することができ、又は、本契約及び/又は残存する業務注文を終結することができる。

12. 守秘義務

12.1. 本約款を含む本契約の交渉若しくは履行、又は契約自体の一部として、MXNS 及び/又は発注者により書面、口頭若しくは視覚的に議論又は開示されたあらゆる種類の情報は、理由の如何を問わず、契約期間中及び契約終了後 5 年間、本条に定める秘密保持義務の対象となる。MXNS の秘密情報には、ソフトウェア・システム及びそれに関連する知的財産権が明示的に含まれるが、これらに限定されない。MXNS が提供する業務報告書又は業務成果の内容は、発注者の秘密情報とする。
12.2. 本約款に基づき MXNS に提供された発注者情報を利用する権利を損なうことなく、いずれの当事者も、相手方の書面による事前の同意なく、相手方の秘密情報を、本契約の目的のために知る必要があり、本約款に規定された義務と実質的に類似した義務に拘束され、正当な権限を有する代表者、アドバイザー、下請業者、関連会社、従業員若しくは代理人又は認定機関(COFRAC)及びその関連会社以外の第三者に開示することはできない。
12.3. 発注者及び MXNS は、自己及びその従業員の行為に責任を負い、守秘義務の遵守を確保するために必要なすべての手段を講じるものとする。
12.4. 本約款に基づく秘密保管義務及び不使用義務は、(a) 開示者による送信の前に受領者が所有していた情報、(b) 受領者の過失によることなく公衆の公知であった又は公知となった情報、(c) 受領者が、開示する権利を有する第三者から善意で受領した情報、又は(d) 本約款に基づき受領した情報を参照することなく、受領者が独自に開発した情報には適用されないものとする。報告義務、適用される法令若しくは規則、法的手続き、司法当局又は行政当局により、いずれかの当事者が秘密情報の開示を要求された場合、当該当事者は、別途禁止されない限り、当該開示要求について、他方当事者に速やかに通知するものとする。
12.5. 別段の定めにかかわらず、発注者は、MXNS が、(a)発注者から提供された機密情報のハードコピー1 部、及び/又は、発注者の機密情報を含む MXNS が作成したメモ、報告書又は要約のコピー1 部を、記録管理目的又は内部コンプライアンスポリシーにより要求された場合に限り、機密ファイルに保管すること、及び(b)MXNS のシステムからの抽出および削除が困難又は技術的に不可能な電子形式の機密情報を保管することを許可する。

13. 知的財産

13.1. 事前の書面による同意がない限り、両当事者は、本業務に関連して一方の当事者が使用する知的財産に関する所有権を取得しないことを確認する。

本約款又は注文請書に明示的に記載される場合を除き、明示か又は黙示かを問わず、発注者又は MXNS が現在又は今後所有又は管理する知的財産に関しては、いかなるライセンスを許諾する権利も付与されず、いかなる範囲においても発注者は、使用のための限定的なライセンスを除き、ソフトウェア・システムにおける又はソフトウェア・システムに対するいかなる権利も有さない。両当事者は、本約款に基づき又は注文請書において別途明確に付与されていないすべての権利を明確に留保する。

13.2. 発注者は、MXNS の事前の文書による同意なしに、(i) MXNS の名称、商標又はロゴを使用し、(ii) MXNS の評判及び/又はその事業に損害を与える可能性のある方法で、アプリケーション、業務成果又は業務報告書を利用し、又は(iii)発注者に提供され、MXNS が知的財産権を保有する研修資料を商業目的で使用してはならない。

13.3. 発注者は、MXNS、その認定機関、ライセンサー又はプロバイダーの商標権、サービスマーク、ロゴ、著作権、及び/又は、商標の指定、製造又はその他の所有権表示を、業務報告書又はその他のレポートフォーム、スプラッシュ画面、ディスプレイ画面、プリントアウトページその他検索されたデータ又はあらゆるソフトウェア・システムの表示においてそのまま表示し、修正したり削除したりしてはならない。特に、業務報告書上に現れる認定機関の商標が MXNS の名称から切り離されるような業務報告書を変更してはならない。

13.4. MXNS 及び/又はその第三者プロバイダー及びライセンサーは、常に、アプリケーション、アプリケーション・プラットフォーム、アプリケーション・ダッシュボード、及びそのすべての拡張、改訂、更新、修正、補足、中間著作物及び派生著作物に関連するすべての知的財産に関するすべての権利、権原及び権益の所有権を保有するものとする。発注者は、随時、MXNS がデベロップメントを設計、構築又は開発することを部分的に依存する可能性のある情報を MXNS に提供することができ、発注者は、当該デベロップメントの範囲を設計、構築又は決定するために、そのような情報を MXNS が利用することに同意する。発注者は、当該デベロップメントに関する所有権又は知的財産権を請求することはできないことを確認し、同意する。当該デベロップメントは、MXNS の独占的財産であり、今後も存続するものとする。

13.5. 発注者は、MXNS が MXNS のマーケティング目的のために商業的な引用として、また専ら当該マーケティング活動に関連して、発注者の仕様に従い、発注者の名称及びロゴを無償で使用し、複製することを、明示的に許可する。ただし、発注者は、何時でも、又は事由の有無を問わず、当該同意を撤回する権利を有するものとする。何らかの理由で本契約が終了した場合、又は発注者の同意が早期に撤回された場合、MXNS は、当該終了又は撤回の前に既に印刷され、且つ発注者の名称及び/又はロゴのコピーが含まれる印刷媒体の使用を継続することができるものとする。発注者の名称及び/又はロゴを MXNS のウェブサイト上で使用する場合、MXNS は、発注者の要求後 30 日以内にそれらを撤回することに合意する。

14. 責任の限定

14.1. 本約款に明示的に規定される場合を除き、注文請書又はその他に関連するすべての条件及び保証(商品の品質又は特定目的への適合性、満足のいく品質、非干渉性、情報内容の正確性又は取引過程、法令、使用若しくは取引慣行に起因する保証を含むがこれらに限定されない。)は、本業務、注文請書、本約款又はその他に関連するすべての条件及び保証は、かかる保証の除外が、適用される法令に反するか又は本約款の一部が無効となる場合を除き、法令で認められる最大限の範囲において、否定され、除外される。本約款に基づく MXNS の保証、義務及び責任は、排他的なものである。

14.2. 本約款に記載されているソフトウェア・システムは、更新、修正及びその他の資料及び業務と同様に、ソフトウェア・システムのユーザー向け文書に記載されている保証期間に等しい期間の仕様に適合するものとする。発注者は、前の一文に記載されている場合を除き、本契約に記載されているソフトウェア・システムが、更新、修正及びその他の資料及び業務と同様に、いかなる種類の保証もなく、「現状有姿」かつ「入手可能な状態」で発注者に提供されていることを、明示的に認識し、これに同意する。また、発注者は、本ソフトウェア・システムへのアクセスが、需要ピーク時、本ソフトウェアのアップグレード時、不具合の時、又は予定されていない保守の時、又はその他の事由により、制限されているか又は利用できない可能性があることに明確に同意する。

14.3. MXNS は、第三者の作為又は不作為、第三者ライセンサー、ホスト若しくはパートナーが提供した資料、第三者との合意、又は第三者の拠点、システム若しくは業務の利用に関して、一切の保証を行わず、一切の責任を負わない。

14.4. 法令で認められる範囲内で、本契約の違反、黙示の保証、又は本業務の履行若しくはその他本契約に関連する過失若しくはその他の不正行為に対する MXNS の発注者に対する責任は、発注者の選択により、異議を申し立てられた本業務を再履行するか、又は本業務の当該部分に関して支払われた費用の総額を払い戻すかのいずれかに限定される。

14.5. MXNS は、いかなる場合においても、発注者又は第三者が被った間接的、特別、付随的、懲罰的又は結果的な損失又は損害(回復費用、事業、データ、収益、利益、利益、機会、イメージの損失又は顧客の喪失を含むがこれらに限定されない)について、かかる損害の可能性について MXNS が知っていたか否かを問わず、契約違反、不法行為(過失を含む)、その他いかなる責任理論(法令違反を含むが、これらに限定されない。)に基づくかを問わず、責任を負わないものとする。

15. 補償

15.1. MXNS は、(i)本業務の履行に関連する MXNS の故意の不正行為又は詐欺と証明された直接的な結果であるすべてのクレーム、又は(ii)修正されていない状態のアプリケーションが当該第三者の知的財産権を侵害又は不正使用することから生じる第三者のクレームに起因するすべてのクレームにつき、MXNS が当該クレームを発注者が認識してから 6 ヶ月以内に書面による通知を受領した場合、そのクレームに関して発注者、その取締役、役員、代表者、従業員及び請負業者を防御し、補償し、免責することに同意する。ただし、本項(ii)の補償は、申し立てられた侵害が以下の事由に起因する場合は適用されないものとする。

(A)該当する本件ソフトウェア・システム以外のアプリケーションの使用
(B)発注者により修正又は他のプログラムと統合されたアプリケーションの使用
(C)MXNS が発注者の設計、仕様又は書面による指示に従ったこと
(D)MXNS が提供又は承認していない他のソフトウェア又はハードウェアと組み合わせたアプリケーションの使用
(E)アプリケーションによって処理された、又は、アプリケーション内で保存された発注者情報

15.2. 発注者は、(i)本約款又は注文請書に基づく本業務の履行、(ii)MXNS がレビュー又は分析した商品の発注者による使用、(iii)本契約に基づき MXNS が提供する業務成果、業務報告書又はその他のデータ若しくは分析の利用、(iv)発注者情報、又は(v)本ソフトウェア・システムの無断使用又はアクセスに起因又は関連するすべての請求(上記第 10.1 条に基づき MXNS が発注者に対して要求する補償の範囲を除く)につき、MXNS、その関連会社、従業員、代理人及び請負業者を防御し、補償し、損害を与えないことに同意する。

16. 個人情報

16.1. 当事者は、すべての個人情報保護規制及び本約款に従って、個人情報を常に処理することを約束する。一方の当事者が、他方の当事者による指示が個人情報保護規制違反を構成すると考える場合、他方の当事者に直ちに通知しなければならない。

16.2. MXNS は、処理された個人情報の保護を確実にするために講じられた技術的及びセキュリティ対策のリストを発注者の要求に応じて提供することができる。

16.3. 取引関係の維持に関する処理については、各当事者が管理者として行動する。本業務の遂行の一部として処理する場合、発注者は、常に、個人情報保護規制に準拠して、自身を管理者として、MXNS を処理者として行動するものとする。

16.4. 発注者は、本契約の枠組み内での MXNS による個人情報の処理に関するプライバシー方針について十分に通知されていることを確認する。

16.5. 処理の説明

(i) 処理の目的: MXNS は、本業務を実施する目的のためだけに個人情報を処理する。MXNS は、本契約の内容に基づき、発注者のために、また、発注者の指示に基づき、単独で行動することとする。
(ii) 処理される個人情報の説明:氏名、郵便番号、メールアドレス、電話番号、職業、会社、IP アドレス。
(iii) 処理期間:本契約期間中に処理を行う。さらに、収集され処理された個人情報は、MXNS に課される法的保管義務に相当する期間、MXNS により保存、保管される。
(iv) 個人情報の移転: MXNS は、発注者が書面で明示的に当該移転を許可しない限り、個人情報をデータ発生国国外の国に移転してはならない。上記にかかわらず、MXNS は、本契約に基づき処理された個人情報を、データ発生国国内に所在するか否かを問わず、処理に関与し、より広範に本業務の履行に関与する、自己の関連会社の 1 社又はそれ以上に移転することを、明示的に許可される。データ発生国外へのデータ移動は、個人情報保護規制に従ってのみ行うことができる。発注者は、MXNS が(A)そのデータの一部を保管し、ホスティングするために、米国

に所在する外部の業務プロバイダーを利用すること、及び(B)その CRM の運用を確認し、これに同意する。

(v) データ対象者の権利:データ対象者には、個人情報へのアクセス権、修正・削除の要請、異議申立権、忘却権、データポータビリティに関する権利、自動処理(プロファイリングを含む)のみに基づく判断の対象とならない権利を有する。データ対象者の権利行使の依頼は dpo@mxns.com に送付される必要があるところ、当該依頼は合理的な期間内に処理される。

17. 倫理・コンプライアンス

17.1. 発注者は、(i)発注者によるソフトウェア・アプリケーション・システムの利用に関する当該法域のすべての適用される(x)輸出及びデータプライバシーに関する法律及び規則、並びに(y)米国規制物質法(21 U.S.C. Ch. 13、§801 以下参照)などの当該法域の規制物質に関する法律及び規則をその重要な点について遵守していること、(ii)発注者、発注者の知る限り、発注者の所有者、取締役、役員、代理人、従業員、当該会社又は供給者はいずれも米国又は EU 政府の拒否者リストに記載されていないこと、並びに(iii)発注者又は発注者の所有者、取締役、役員、代理人、従業員、当該会社又はサプライヤーはいずれも反社会的勢力ではなく、反社会的勢力に属していないこと、及び資金の提供又は類似の活動に従事することにより反社会的勢力の支援又は事業に協力又は参加しておらず、直接的又は間接的なものではないことを表明し、保証する。また、発注者は、米国、EU 又は日本の通商禁止国において、米国、EU 又は日本の輸出法若しくは規制に違反して、本業務の提供を受け、業務成果、業務報告書若しくはソフトウェア・システムにアクセスし、又は、それらを利用することを、自己の利用者又は供給者に許可してはならない。MXNS は、本条に記載される表明及び保証の不遵守に基づき、本契約を直ちに終結し、及び/又は業務を拒否することができる。

17.2. 各当事者は、すべての適用される腐敗防止法(適宜改正される米国海外腐敗行為防止法を含むがこれらに限定されない、)を順守するとともに、https://www.flipsnack.com/merieuxnutrisciences/code-of-conduct-m-rieux-nutrisciences/full-view.html 又はその後の MXNS ウェブサイトに掲載される MXNS の行動規範に定める事業パートナー間の関係に関する原則を順守するものとする。各当事者は、本契約に関連して、相手方当事者から違法又は不適切な賄賂、キックバック、支払い、贈答品又は価格の品目を受領又は提供されていないことに同意する。ただし、通常の事業の過程で提供される合理的な贈答及び接待は除く。

17.3. いかなる場合にも、いずれの当事者も、本契約の定めにかかわらず、本契約に適用される法令、規則、条例又は規則に違反することとなる通常解される措置を講じる義務を負わない。

17.4. 発注者は、本業務又は両当事者間の関係に関連し適用される法令又は倫理基準の違反又は違反の可能性を認識した時点で、速やかに、当該違反を発注者が https://integrity-line.mxns.com/で MXNS に報告することに同意する。

17.5. MXNS は、必要に応じて、適用法に従って、本業務に関して地方、州、連邦及び国際政府当局と協力する。

17.6. 本約款の他の条項にもかかわらず、MXNS は、適用される法令の不遵守に関して、又は MXNS が専らその裁量において、MXNS が適用される法令に違反することとなる、又はその他の方法で MXNS の事業若しくは評判に重大なリスクをもたらすと判断する場合には、本契約を直ちに終了し、又は本業務を拒否することができる。

18. 一般条件

18.1. 本契約及び有効に継続している注文請書は、MXNS が 30 日前に書面で通知することにより、解除することができる。いずれの当事者も、相手方当事者が支払不能に陥った場合、本契約及び未履行の業務注文を直ちに解除することができる。本契約又は有効に継続している注文請書が終了した場合、MXNS は、終了日までに履行されたすべての本業務につき全額支払われ、本発注者は、終了前に実施された本業務の報告書を提出される。

18.2. 発注者は、MXNS の事前の文書による同意なしに、本契約の全部又は一部を委任、譲渡又は移転することはできない。MXNS は、いつでも、自己の関連会社のいずれかに、本契約を譲渡又は移転することができる。但し、かかる関連会社は、本契約に基づく MXNS の義務を引き受け、それにより、MXNS を将来の義務から免除することを条件とする。

18.3. MXNS は、業務の一部を、他の適格を有する第三者に再委託することができる。ただし、当該第三者が、本契約に記載される MXNS の義務を遵守することを条件とする。

18.4. MXNS は、予期できない事象、政府の要求、法令、規制、機器若しくは装置の破損若しくは故障、その他 MXNS の合理的な制御の及ばない事由に起因する遅延その他の問題に責任を負わないものとする。

18.5. 本契約のいずれかの規定が他の第三者に利益をもたらすことは意図されておらず、また、これらの規定が他の第三者に利益を与え、又は強制可能であるとは解釈されないものとする。

18.6. 本契約に基づく両当事者間の関係は、独立した契約者及び当事者の関係であり、いずれの当事者も、相手方当事者に代わって約束を行うことはできない。本業務の提供を通じて、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、代理関係又は委任関係が生じることはない。

18.7. 各当事者は、自己の費用負担で、本契約に基づく自己の責任に関する適切な保険補償を維持するものとする。

18.8. 本契約の修正は、両当事者が署名した書面による合意により行われるものとする。第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6.1 条、第 6.2 条、第 7 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条及び第 18 条に定める義務は、両当事者間の取引関係の終了後も存続するものとする。

18.9. 本契約のいずれかの規定が無効又は無効となった場合には、当該規定は、本契約から削除されたものとみなされ、本契約の残余の規定は、引き続き有効且つ執行可能である。MXNS が、いずれの時点においても、本契約の規定のいずれかを適用しない場合であっても、当該規定のその後の適用に対する権利放棄とは解釈されないものとする。

18.10. 本約款及び本業務は、日本の法令に準拠するものとする。本約款及び本業務に関連して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

18.11. 本契約の日本語版と英語版との間に矛盾又は不一致がある場合には、英語版が優先するものとする。

MERIEUX NUTRISCIENCES JAPAN 株式会社 分析試験業務に関する補足約款

分析試験業務に関する補足約款(以下「本補足約款」という。)は、MXNS の業務に関する一般業務約款(以下「本約款」という。)に追加して、MXNS による分析試験業務(以下「分析試験業務」という。)の履行に関するすべての契約に適用される。本補足約款及び本約款は、発注者と MXNS との間で締結された分析試験業務に関する提案書又は契約のすべてに組み込まれ、その一部を構成する。本補足約款において別段の定義がない用語は、本約款の用語と同じ意味を持つものとする。

1. 業務報告書

1.1. 試験の完了後、業務成果は、分析証明書(以下「COA」という。)の形式で提供される。

1.2. COA に含まれるデータは、使用される分析及びサンプリング手順並びに受領したサンプルの同質性のみに関係するものである。

1.3. 業務成果は、ロット、バッチ又はその他サンプルを代表するものではない可能性があり、その結果、ロット又はバッチの合否、製品リコールの実行の有無を正当化するものではなく、または法的手続を裏付けるものではない。

1.4. COA は、MXNS が分析の結果について、又は分析の結果として、とるべき措置について協議を行ったことを意味するものではない。

1.5. 発注者がその仕様又は基準への適合性の記述を要求する場合には、発注者は、業務成果に含まれる MXNS による当該記述は、不確実性の測定を考慮に入れることなく提供されることを認識し、同意する。

2. 費用および価格調整

2.1. 注文請書に明示的な見積りがない限り、発注者のサンプルには、組成手数料又はサンプル作成手数料は適用されない。発注者のテストには、大規模なサンプル調製が必要となるような変更が必要な場合、又は大規模な組成スキームが実施される場合には、これらのプロセスを完了するのに必要な時間を反映するように価格設定を調整することができる。

2.2. 注文請書に記載されている価格は、発注者から提供された見積数量に基づく。注文請書の発効日から 90 日後のいずれかの時点で、実際のサンプル数量が見積りサンプル数量より少ない場合には、MXNS は、実際に MXNS がテストしたサンプル数量に基づいて価格を引き上げる権利を留保する。

2.3. MXNS ネットワーク外の委託試験機関が実施すべきテストの価格設定は、注文請書で具体的に特定されているとおり、発注者又は MXNS への事前通知なしにいつでも変更されることがある。

3. タイミングと割増料金

3.1. すべてのテストの基準ターンアラウンドタイムは、注文請書に記載され、営業日で表示される。

3.2. 注文請書に記載されているターンアラウンドタイム(以下「TAT」という。)は、サンプルが MXNS の試験施設に到着した時点に基づいて記載される。注文請書に概説されている TAT は、陰性の結果に基づいている。一部のテストでは、さらなる確認が必要になる場合がある。

3.3. 発注者は、急ぎの処理を要求する場合には、要求するターンアラウンドタイムが可能であることを確認するために、予め、サンプルの提出前に、MXNS 社に協議を要請しなければならない。かかる至急処理の要請に係るターンアラウンドタイムは、対応する試験施設内の能力、人員及びサンプル量に左右され、裁定 50%の追加料金(より短いターンアラウンドタイムにはより高い追加料金が適用されるものとする。)を MXNS が決定して、至急処理の要請がなされた時点で発注者に通知するものとし、前倒しで実施される試験の費用には、当該追加料金が加算されるものとする。

4. サンプリングとピッキング

4.1.発注者は、注文請書に別段の記載がない限り、自己のサンプルを提出する責任を負うものとする。

4.2. MXNS は、サンプルに内在する欠陥に起因する事由については、いかなる責任も負わないものとする。

5. 発送

5.1. 発注者は、MXNS に発送又は他の方法で交付されたすべてのサンプルが、(i) すべての発送/交付書類に完全に記載されていること、(ii)適切に梱包されていること、及び(iii)正確に表示されていること、を確認するものとする。貨物に危険物、その他の危険物、又は政府規制物質が含まれる場合には、貨物の梱包及び内容物には、内容情報、必要且つ望ましい警告、適切な取扱指示及び制限が目立つように表示されなければならない。

5.2. 発注者は、(i) 発注者が、MXNS に納入された材料の取り扱いに関する安全情報を開示しなかった結果、又は、(ii) MXNS に納入された材料の性質及び内容により、MXNS、その従業員及びその独立請負業者・受託業者が被った損害につき、責任を負うものとする。

5.3. MXNS は、(i) 発送又は取り扱いに関する情報の未提出、不正確、不完全、又は欠落、(ii) 貨物の欠陥、特性又は固有の悪質を含む、貨物の性質又は内容。、又は(iii)発送の内容物の損傷若しくは紛失、又は発送の内容物の改変(サンプルに影響を及ぼす腐敗、汚染又は化学的変化を含むが、これらに限定されない)、に起因する損失、損害又は遅延について責任を負わないものとする。

5.4. MXNS が発注者に代わって国際的にサンプルを発送する場合、発注者は、発注者のサンプルの発送に関連するすべての料金(通関手数料、許可手数料及びその他の政府機関手数料を含むが、これらに限定されない)を支払うことに同意し、それらの手数料は変動し、事案に応じて適用される。MXNS は、発送前に事前に認識可能な措置については、通関手続の負担の軽減を実現すべく発注者と協力する。